伊勢原市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第２項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第３４条の８第２項、第３項及び第４項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢原市条例第２６号。以下「基準条例」という。）の例による。

（事業開始の届出）

第３条　本市の市域において放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、法第３４条の８第２項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「省令」という。）第３６条の３２の２各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、放課後児童健全育成事業開始届（第１号様式）に次の書類（図面を含む。以下同じ。）を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 職員名簿（第２号様式）
(2) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
(3) 事業者の役員名簿（第３号様式）
(4) 定款その他基本約款
(5) 運営規程
(6) 施設に関する平面図等
(7) その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（事業変更の届出）

第４条　放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、前条第１項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第３４条の８第３項に基づき、変更後１か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（第４号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

（事業廃止及び休止の届出）

第５条　事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第３４条の８第４項に基づき、あらかじめ、省令第３６条の３２の３各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第５号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

（事業所番号の決定及び変更）

第６条　市長は、第３条に基づき届出を行った事業者に対し、事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号決定通知書（第６号様式）により、事業者へ通知するものとする。

２　市長は、前項に定める事業所の番号に変更の必要が生じた場合は、事業所の番号を変更し、放課後児童健全育成事業番号変更決定通知書（第７号様式）により、事業者へ通知するものとする。

（基準の遵守及び報告）

第７条　事業者は、法第３４条の８の２第３項に基づき、基準条例を遵守しなければならない。

２　事業者は、事業所の管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（第８号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（調査及び立入調査等）

第８条　市長は、法第３４条の８の３第１項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　市長は、法第３４条の８の３第３項に基づき、事業が基準条例に適合しないと認めるときは、事業者に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

３　市長は、法第３４条の８の３第４項に基づき、必要と認めるときは、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命じることができる。

４　本条に規定する業務を行う職員は、省令第１３号の３様式による身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成２７年１０月２９日告示第１２９号）

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に放課後児童健全事業を行う者の第３条の規定による届出については、この告示の施行の日から１月を経過する日までの間にされた届出について、この告示の適用日に届出があったものとみなす。

附　則（令和４年１１月３０日告示第１４９号）

この告示は、公表の日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年　　月　　日

伊勢原市長　　宛

事業者
住所（法人又は団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第３４条の８第２項及び児童福祉法施行規則第３６条の３２の２の規定により届け出ます。

事業の内容	
併設事業（該当する場合のみ）	

職員の定数及び職務内容	職員数：　名（支援員：　名、補助員：　名） （職務の内容を第２号様式に明記の上で添付）
主な職員の氏名及び経歴	（第２号様式を添付）
事業所の名称	
事業所の種類	
事業所の所在地	〒　－ TEL:　　FAX:　　E-Mail:
面積及び構造	専用区画：　㎡［定員で割り返した際の１人当たりの面積：　㎡］ その他（併設事業等）：　㎡ 建物の構造：　造　階建の　階（平面図等を添付）
定員及び支援の単位数	定員：　人　／　支援の単位数：
事業開始予定年月日	

定款その他の基本約款	（書類を添付）
事業者の役員名簿	（第３号様式を添付）
運営規程	（書類を添付）

【備考】

１　「事業の内容」欄には、実施する放課後児童健全育成事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるＵＲＬを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。

２　利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

第２号様式（第３条関係）

職　員　名　簿

１　主な職員

定員数の支援提供に必要な放課後児童支援員等について記載する。

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				資格の内容 （基準条例第10条第３項の各号）	認定研修の修了	

【留意事項】

(1)　人事異動等により変更が生じた場合は、変更届（第４号様式）の提出が必要です。

(2)　資格を有している職員は、資格証の写し等を添付します。また、平成３１年３月３１日までは認定研修を修了していなくても有資格者とみなします。

(3)　記載欄が足りない場合は、別紙を添付してください。

２　参考（放課後児童健全育成事業に従事する職員）

「１　主な職員」へ記載した者を除く、放課後児童健全育成事業に従事する全職員を記載する。

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件	
				資格の内容 （基準条例第10条第３項の各号）	認定研修の修了

【留意事項】「２　参考」に記載した職員が人事異動等により交代する場合は、変更届（第４号様式）の提出は必要ありません。

第３号様式（第３条関係）

事業者の役員名簿

事業所の名称

年　　月　　日現在

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日	性別 （男･女）	住　所

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

第４号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年　　月　　日

伊勢原市長　宛

事業者
住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

年　　月　　日に実施の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第３４条の８第３項の規定により届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">事業所の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所の所在地</td><td>〒　－

TEL:　　FAX:　　E-Mail:</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更する事項
（該当する事項の番号に○）</td><td>1　事業の種類及び内容
2　事業者の住所及び氏名
3　職員の定数及び職務内容
4　主な職員の氏名及び経歴
5　施設の名称
6　施設の種類
7　施設の所在地
8　面積及び構造
9　定款その他の基本約款
10　事業者の役員名簿
11　運営規程
12　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容
（「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載）</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業変更年月日</td><td></td></tr>
</table>

【備考】

１　「１　事業の種類及び内容」の変更の場合は、事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるＵＲＬを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。

２　「３　職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。

３　「４　主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。

４　「７　施設の所在地」及び「８　面積及び構造」の変更の場合は、変更後の平面図等を添付してください。

５　「９　定款その他の基本約款」、「１０　事業者の役員名簿」及び「１１　運営規程」の変更の場合は、変更後の書類を添付してください。

第５号様式（第５条関係）

放課後児童健全育成事業事業廃止（休止）届

年　　月　　日

伊勢原市長　　宛

事業者
住所（法人又は団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

年　　月　　日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第３４条の８第４項及び児童福祉法施行規則第３６条の３２の３の規定により届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒　－ TEL:　　FAX:　　E-Mail:
事業廃止（休止）年月日	
休止予定期間（該当する場合のみ）	
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと

第６号様式（第６条関係）

放課後児童健全育成事業所番号決定通知書

年　　月　　日

（事業者）

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日に届け出られた放課後児童健全育成事業所について、次のとおり事業者番号を決定したので、通知します。

対象となる事業所	名　　称	
	所在地	
事業所番号		

（事務担当は、　　）

第７号様式（第６条関係）

放課後児童健全育成事業所番号変更決定通知書

年　　月　　日

（事業者）

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日において通知した放課後児童健全育成事業所の事業者番号の変更を決定したので、通知します。

対象となる事業所	名　　称	
	所在地	
事業所番号	変更前	
	変更後	

（事務担当は、　　）

第８号様式（第７条関係）

放課後児童健全育成事業事故報告書

伊勢原市長　　宛

年　　月　　日／第　　報

事業所名所			（事業所番号：　　）	
記入者	職種		名前	
事故発生 日時・場所	日時		場所	
	年　月　日　時　分頃			
事故にあった者	ふりがな		小学校	年生
	氏名		利用開始日	年　月　日
事故発生時の クラブの体制	参加児童数	職員数（総数）	支援員	補助員	その他
	名	名	名	名	名
児童の症状等	負傷箇所		負傷内容	
事故に至る経過及び 発生後の処置 ※　当日、来所時からの健康状況、発生時の処置、当該児童の保護者への連絡を含め、可能な限り詳細に記入	日時	内容		
医療機関での処置	医療機関 名称		処置	
保護者会や外部機関 への連絡・説明				
事故発生の要因や 今後の防止策　等				

【備考】
1　活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故発生後速やかに提出してください。
2　重大な事故、事件等（※）が発生した場合には、本報告書によらず速やかに連絡してください。
　※生命に関わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報の紛失、交通事故、緊急災害　等
3　死亡事故、治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故は、本報告書によらず速やかに連絡し、第１報を事故発生当日、第２報は原則１か月以内程度に行ってください。
　また、状況の変化等を必要に応じて追加報告してください。